

地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金交付要綱

令和4年4月13日 4デ推推第113号

(通則)

第1条 地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業実施要綱（令和4年4月13日付4デ推推第111号。以下「実施要綱」という。）に基づき、実施要綱第4条により決定された支援計画に基づく事業に要する経費を東京都（以下「都」という。）が補助することにより、区市町村や大学、地元企業等による地域が主役となる取組を支援し、まちのスマート化に意欲的な地域の主体的な取組を加速させ、都内各地のスマート東京の展開・実装につなげていくことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の用語の例による。

(補助金の交付対象)

第4条 この補助金は、事業計画に基づく事業に必要な次項に掲げる経費であって、知事が必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において、事業を実施する事業主体に交付するものとする。

2 この補助金の交付申請を行った事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に対して補助金を交付する。

- (1) 地域課題の探索・検討・設定等に要する経費
- (2) デジタルの力を活用した地域の課題解決に資する取組の実施に係る費用
- (3) その他、知事が認めたもの

3 次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 飲食代と認められるもの
- (2) 不動産取得に関する経費
- (3) リース、通信費、委託費、工事費等について、補助対象期間外の期間に係るもの
- (4) 委託契約において、委託先の資産になるもの

- (5) 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
 - (6) 補助事業以外の事業と混合して支払が行われており、補助対象経費が区分できないもの
 - (7) 契約から支払までの一連の手続が補助対象期間内に行われていないもの
 - (8) その他知事が補助対象外経費と認める経費
- 4 補助事業は、補助金の交付を決定した日から当該年度の末日までの期間に開始し、完了した事業とする。ただし、他の補助金を一部財源とする事業は対象としないものとする。

(暴力団等の排除)

第5条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金交付対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(補助金の額)

- 第6条 都が事業主体に交付する補助金の額は、3か年度の計画期間につき、各年度とも、補助対象経費の2分の1以内の額又は補助限度額2000万円のいずれか低い額とする。
- 2 前項による補助金の額は、次条に規定する補助金交付申請書（様式第1）における経費明細書中の経費区分ごとに算出した額の合計額をいい、事業の経費区分ごとに算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1）及び誓約書（様式第2）に、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第8条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3）により事業主体に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 事業主体は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、

交付決定の通知を受けた日から 14 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

(補助事業の変更の承認)

第 10 条 事業主体は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとする場合は、補助金変更承認申請書（様式第 4）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項による承認を要する補助事業の変更は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）。)

(2) 事業の実施において、補助対象経費の 20 パーセントを超えて経費区分を変更しようとするとき。

(3) 事業の一部を中止しようとするとき。

3 知事は、第 1 項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

4 知事は、第 1 項の申請について審査し、その承認（これに付する、前項に規定する条件を含む。）を、補助金変更承認（不承認）通知書（様式第 5）により事業主体に通知するものとする。

(補助事業の中止の承認)

第 11 条 事業主体は、交付決定を受けた補助事業を中止しようとする場合は、補助金中止承認申請書（様式第 6）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、第 1 項の申請について審査し、その承認（これに付する、前項に規定する条件を含む。）又は不承認を、補助金中止承認（不承認）通知書（様式第 7）により事業主体に通知するものとする。

(状況報告)

第 12 条 事業主体は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは速やかに補助事業等遂行状況報告書（様式第 8）を提出しなければならない。

(遂行命令等)

第 13 条 知事は、事業主体が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業主体に対し、当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 事業主体が前項の命令に違反したときは、知事は、事業主体に対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 14 条 事業主体は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けた場合も含む。）又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに補助事業実績報告書（様式第 9）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（様式第 10）により事業主体に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、事業の経費区分ごとに第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により算出する額の合計額又は交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第 16 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。補助金の支払を受けようとするときは、事業主体は補助金請求書（様式第 11）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 17 条 知事は、第 15 条による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業主体に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項により事業主体が必要な措置をした場合には、第 14 条の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第 18 条 知事は、事業主体が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 事業主体の責めに帰すべき理由により承認計画の中止若しくは大幅な変更をしたとき。
- (5) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当することが判明したとき。

2 前項の規定は、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に事業主体に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事は、第 15 条の規定により事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約金及び延滞金の納付)

第 20 条 第 18 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消を行い、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、事業主体が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を事業主体に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、事業主体が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 21 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、事業主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 22 条 第 20 条第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第 23 条 事業主体は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整

理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

- 2 事業主体は、補助対象期間において、補助事業を通じて得られた収益を同事業の拡大に寄与する用途において活用を図らなければならない。
- 3 事業主体は、都が求める場合には第1項で定める証拠書類を提示しなければならない。

(財産管理及び処分の制限)

第24条 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

- 2 事業主体は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- 3 事業主体は、取得財産等のうち、その取得した価格又は効用を増加した価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、又は債務の担保に供しようとする場合は、取得財産等処分承認申請書(様式第12)によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。
- 4 知事は、前項の承認をした事業主体に対し、当該取得財産の処分により収入があったときは、その全部又は一部を都に納付させることができる。

(その他)

第25条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、本決定のあった日から施行する。

様式第1（第7条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名 称
代表者 印

年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業
補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 事業計画名

3 経費明細

| 実施年度 | 経費区分 | 実施項目 | 補助事業に 要する経費 a | 補助対象経費 b | 補助対象経費の負担区分 | |
|------|------|------|---------------------|-------------|---------------------------------|----------------|
| | | | | | 都補助金 c(b/2・但し1000 円未満切捨て) | 事業主体 d(b-c) |
| 年度 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 合計 | | | | | |

(添付書類)

- (1) 対象区域の現状と課題・事業目的と効果・事業スケジュール・事業内容のわかる資料
- (2) 補助対象経費に係る見積書等

様式第2（第7条関係）

誓約書

東京都知事 殿

地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金交付要綱第7条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第18条の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第19条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

所在地

名称

代表者

- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

様式第3（第8条関係）

第 号
年 月 日

殿

東京都知事名 印

年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金については、下記により交付する。

記

1 交付決定額

金 円

2 補助事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助金交付申請書の記載に基づく事業とする。

3 補助対象経費

補助対象経費は、補助金交付申請書に記載のとおりとする。

4 補助金の交付条件

補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）並びに地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第5（第10条第4項関係）

第 号
年 月 日

殿

東京都知事名 印

年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金
に係る補助事業の変更承認（*不承認）について

年 月 日付けで申請のあった標記事業の内容変更について、地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり承認（*不承認と）する。

記

1 承認（*不承認）内容

2 付帯条件

様式第6（第11条第1項関係）

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者 印

年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金
中止承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた標記事業について、
地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金交付要綱第11条第1項の規定のと
おり、中止の承認を申請する。

記

1 中止の内容

2 中止の理由

様式第7（第11条第3項関係）

第 号
年 月 日

殿

東京都知事名 印

年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金に係る
補助事業の中止承認（*不承認）について

年 月 日付けで申請のあった標記事業の内容変更について、地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認（*不承認と）する。

記

1 承認（*不承認）内容

2 付帯条件

様式第 8 (第 1 2 条関係)

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金
に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付 第 号により交付決定通知のあった標記補助金に係る
補助事業の遂行状況について、地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金交付
要綱第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付決定年月日 年 月 日

3 補助事業の概要及び遂行状況

4 補助対象経費の使用状況

様式第9（第14条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者

年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金
に係る補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業が完了したので、地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助事業の実績を報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付決定年月日 年 月 日
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業に要した経費

| 経費区分 | 交付決定時(変更があった場合は変更後) | | | | | 実績報告時 | | | | |
|------|---------------------|-----------------|-------------|-----------------------------|----------------|-------|-----------------|-------------|-----------------------------|----------------|
| | 実施項目 | 補助事業に要する経費 a | 補助対象経費 b | 補助対象経費の負担区分 | | 実施項目 | 補助事業に要した経費 a | 補助対象経費 b | 補助対象経費の負担区分 | |
| | | | | 都補助金 c(b/2・但し1000円未満切捨て) | 事業主体 d(b-c) | | | | 都補助金 c(b/2・但し1000円未満切捨て) | 事業主体 d(b-c) |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |

(添付書類)

支払いを証する書類等補助事業が完了したことを確認できる書類

様式第10（第15条第1項関係）

第 号
年 月 日

殿

東京都知事名
(公 印 省 略)

年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業
補助金確定額通知書

年 月 日付 第 号により交付決定した地域を主体とするスマート
東京先進事例創出事業補助金については、年 月 日付けをもって提出された
実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付し
た条件に適合すると認められ、その額を下記のとおり確定したので通知する。

記

1 確定補助金額 金 円

様式第11（第16条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者

年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業
補助金請求書

年 月 日付 第 号により確定通知のあった標記補助金に係る補助事業について、地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

（請求額積算根拠）

| | 金額 |
|-------|----|
| 交付決定額 | 円 |
| 確定額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |
| 残額 | 円 |

請求書発行権限者の役職名：

氏名：

連絡先（電話番号）：

事務担当者の所属：

役職及び氏名：

連絡先（電話番号）：

様式第12（第24条第3項関係）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者

年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業補助金
に係る取得財産等処分承認申請書

年 月 日付 第 号により交付決定通知のあった標記補助金に係る
補助事業により取得した取得財産等の処分について、地域を主体とするスマート東京先進事
例創出事業補助金交付要綱第24条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分子定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分子定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分子定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価
- 4 処分子定の取得財産等の設置場所
- 5 処分子定方法
- 6 処分子定理由